

弁護士報酬規程の改正経過

- 日弁連 「報酬等基準規程」(平成7年9月11日会規第38号)
 - 各単位弁護士会 「報酬会規」

- 平成16年4月1日以降 報酬自由化
 - 日弁連 報酬等基準規程を廃止(H16.3.31)
 - 「弁護士の報酬に関する規程」(平成16年2月26日会規第68号)を新設

弁護士報酬の種類(旧規程)

(弁護士報酬の種類) 第3条抜粋

| | |
|-----|---|
| 着手金 | 事件又は法律事務(以下「事件等」という。)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。 |
| 報酬金 | 事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。 |
| 手数料 | 原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。 |
| 日当 | 弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいう。 |

弁護士報酬の支払時期(旧規程)

➤(弁護士報酬の支払時期)第4条

| | |
|-----------|---|
| 着手金 | 事件等の依頼を受けたとき |
| 報酬金 | 事件等の処理が終了したとき |
| その他の弁護士報酬 | 規程に特に定めあるときは、その規定に従う。 特に定めのないときは、依頼者との協議 |

着手金及び報酬金の算定基準(旧規程)

➤(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

着手金 事件等の対象の経済的利益の額

報酬金 委任事務処理により確保した経済的利益の額

をそれぞれ基準として算定する(第13条)。

➤(経済的利益—算定可能な場合)

金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)

(第14条1項一号)

民事事件の着手金及び報酬金(旧規程)

➤(民事事件の着手金及び報酬金) 第11条1項 ※早見表による。

| 経済的利益の額 | 着手金 | 報酬金 |
|---------------------|----------|----------|
| 300万円以下の場合 | 8% | 16% |
| 300万円を超え3000万円以下の場合 | 5%+9万円 | 10%+18万円 |
| 3000万円を超え3億円以下の場合 | 3%+69万円 | 6%+138万円 |
| 3億円を超える場合 | 2%+369万円 | 4%+738万円 |

➤着手金の最低額10万円(同条4項)

手数料(旧規程)

➤ 裁判外の手数料 (第38条二号)

簡易な自賠責請求
(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)

次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。

給付金額が150万円以下の場合 3万円
給付金額が150万円を超える場合 給付金額の 2%

時間制(旧規程)

➤(時間制)

第39条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間(移動に要する時間も含む。)を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに1万円以上とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。

弁護士の報酬に関する規程（現行）

報酬自由化後 報酬基準は廃止→各弁護士が報酬基準を作成

- 弁護士の報酬は、**経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当なものでなければならない**（第2条）。
- 弁護士は、**弁護士の報酬に関する基準**を作成し、事務所に備え置かなければならない（第3条1項）。
- 弁護士は、法律事務を受任するに際し、**弁護士の報酬及びその他の費用について説明**しなければならない（第5条1項）。
- 弁護士は、法律事務を受任したときは、**弁護士の報酬に関する事項を含む委任契約書**を作成しなければならない（同条2項本文）。
- 委任契約書には、**受任する法律事務の表示および範囲、弁護士の報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期**（中略）を記載しなければならない（同条4項）。

LAC保険金算定基準

1. LAC 日弁連リーガル・アクセス・センター

「弁護士保険における弁護士費用の保険金支払基準」(2014.3.12)

2. 着手金・報酬金方式

➤ 経済的利益・掛率

- 依頼時の資料により計算される賠償されるべき経済的利益の額を基準として算定
- 掛率は、基本的に旧規程と同じ。125万円以下は、10万円。

➤ 特徴

- 経済的利益の額から、既払金、保険会社からの事前支払提示額及び簡易な自賠償保険の請求により支払いが予定される部分を控除
- 簡易な自賠償保険相当部分は、手数料方式で算定

LAC保険金支払基準

3. 時間制報酬(タイムチャージ)方式

➤ 原則

- 所要時間当たり2万円
- 1事件当たり所要時間30時間(時間制報酬総額60万円)を一応の上限とし、所要時間がこれを超過する現実の可能性が出てきた場合には、別途依頼者及び保険会社と協議する。
- 依頼者に対し毎月1回の割合により、執務内容・時間を報告
保険会社は依頼者を通じて報告書の提出を受ける都度、弁護士に支払う。

➤ 特徴(旧規程との違い)

- 単価や上限の目安がある。
- 「時間制報酬に関する留意事項」の定め(2014.3.12)
書面のコピーや郵便物の投函は含まない。

事例(1)物的損害

- Y車が、X車に追突。
過失割合は、 $X:Y=0:100$
- Xは、Yに対し、修理代100万円を請求。
しかし、Yの保険会社は、X車の時価額が20万円であるとして、20万円のみを支払いを事前提示してきた。
- Xが100万円の支払いを求め、簡易裁判所に提訴
争点は、X車の時価額
- 裁判所は、X車の時価を50万円と認め、XY間に、50万円の支払いを認める訴訟上の和解が成立。

| | LAC基準 | LAC以外 |
|----------------|--|----------------|
| 着手金・ 報酬金方式 | <p>1. 着手金 (1) 経済的利益 請求額から事前提示額を差引く 100万円－20万円＝80万円＜125万円 (2) 着手金額 10万円(税別)</p> <p>2. 成功報酬 (1) 経済的利益 和解額50万円－20万円＝30万円 (2) 成功報酬額 30万円×16%＝4万8千円(税別)</p> | 事務所基準 (自由化) |
| 時間制 タイムチャージ | <p>1. 処理時間 40時間 2. 報酬額 (1) 時間2万円×30時間＝60万円(税別) (2) 10時間分は, 協議</p> | 事務所基準 (自由化) |

事例(2)人身損害

➤ 人身事故

後遺障害等級12級事案

➤ 総損害 1200万円(訴訟基準)

自賠責保険 傷害120万円+後遺障害224万円

既払金 Δ300万円(自賠責傷害分120万円含む)

事前提示 既払金300万円を除き400万円(自賠224万円含む)

裁判の結果 既払金300万円を除き700万円(同上)で和解

| | LAC基準 | LAC以外 |
|----------------|---|----------------|
| 着手金・報酬金方式 | <p>1. 着手金</p> <p>(1) 経済的利益 総1200－既払300－事前400＝500万円 (自賠責224万円は事前提示に含む。)</p> <p>(2) 着手金額 500万円×5%＋9万＝34万円(税別)</p> <p>2. 報酬金</p> <p>(1) 経済的利益 総1000－既払300－事前400＝300万円</p> <p>(2) 成功報酬額 300万円×16%＝48万円(税別)</p> | 事務所基準 (自由化) |
| 時間制 タイムチャージ | <p>1. 処理時間 60時間</p> <p>2. 報酬額</p> <p>(1) 時間2万円×30時間＝60万円(税別)</p> <p>(2) 30時間分は, 協議</p> | 事務所基準 (自由化) |